

明石市ファミリーサポートセンター会則

(名称)

第1条 本会は、明石市ファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を明石市大明石町1丁目6番1号 あかしこども広場内に置く。

2 センターの開所日は、毎月最終水曜日（祝日又は12月29日から翌年1月3日まで（以下「年末年始」という。）に当たるときはその前の週の水曜日）及び年末年始を除く日とする。

3 センターの開所時間は、午前9時から午後5時までとする。
ただし、会員の援助活動はこの限りではない。

(目的)

第3条 センターは、育児の援助を行いたい者（以下「提供会員」という。）と育児の援助を受けたい者（以下「依頼会員」という。）とを組織化し、地域において会員同士が育児に関する相互援助活動（以下「援助活動」という。）を行うことにより、仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、地域における子育て支援を行い、もって労働者の福祉の増進及び児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(センターの事業)

第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の募集、登録等に関すること。
- (2) 会員相互の育児に関する援助活動の調整・把握等に関すること。
- (3) 会員を対象とする講習会、交流会等に関すること。
- (4) 援助活動に係る指導及び相談に関すること。
- (5) センターの広報に関すること。
- (6) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (7) サブリーダーとの連絡調整に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要なこと。

(アドバイザー等)

第5条 センターの円滑な運営を図るため、センターにアドバイザー若干名を置くものとする。

- 2 アドバイザーは、前条に規定する事業に関する事務を処理する。
- 3 アドバイザーは、援助活動の円滑な運営を図るために必要があると認めるときは、会員の中からサブリーダーを選任することができる。
- 4 サブリーダーは、アドバイザーと協力して援助活動を推進するものとする。

(会員の要件)

第6条 会員は、次の各号に定める要件に該当する者でなければならない。

- (1) 提供会員にあつては、明石市内に居住している満20歳以上の者であつて、援助活動に関し理解と熱意を有し、心身ともに健康で積極的に援助活動を行うことができ、センターが実施する提供会員養成講習会を修了していること。
 - (2) 依頼会員にあつては、明石市内に居住又は通勤若しくは通学している者であつて、おおむね生後3か月から小学校6年生までの親族（以下「子ども」という。）と同居していること。
- 2 依頼会員にあつては、前項第2号の規定に関わらず、市が特に必要と認めた場合、会員とすることができる。

(入会)

第7条 センターに入会しようとする者（以下「申込者」という。）は、明石市ファミリーサポートセンター入会申込書兼登録書をセンターに提出し、センターが実施する援助活動に関する説明会を受講しなければならない。

- 2 センターは、前項の説明会を受講した申込者について前条に掲げる要件を満たすときは、会員として登録するとともに、当該申込者に対し、明石市ファミリーサポートセンター会員証を交付するものとする。
- 3 提供会員と依頼会員は、これを兼ねることができるものとする。
- 4 会員は、登録した事項に変更が生じた場合は、速やかにセンターへ届け出なければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、明石市ファミリーサポートセンター退会届に会員証を添えてセンターに提出しなければならない。

(会員の登録の更新)

第9条 会員の登録は、2年ごとに更新するものとする。

(会員の遵守事項等)

第10条 会員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 信義に基づき、誠実に援助活動を行うこと。
- (2) 援助活動を通じて知り得た秘密を他に漏らさないこと。会員でなくなった後も同様とする。

- (3) 援助活動を通じて、政治、宗教等を目的とする行為を行わないこと。
- (4) 援助活動を通じて、物品のあっせん又は販売をしないこと。
- (5) 援助活動中の事故に備え、センターが指定する補償保険に加入すること。
- (6) 提供会員は、援助活動中に事故が発生した場合は、速やかに依頼会員及びセンターに報告すること。ただし、依頼会員に関しない場合はセンターにのみ報告すること。
- (7) 援助活動中に生じた事故による損害については、当該援助活動の当事者である会員間において解決すること。
- (8) 提供会員が、保育所等への送迎を行うなど、提供会員の家庭以外の場所で援助活動を実施する場合は、会員証を携帯し、保育所等の職員その他の関係者から請求があったときは、これを提示すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的に反する行為を行わないこと。

2 前項第5号の保険料は、センターが負担するものとする。

(登録の抹消)

第11条 センターは、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消することができる。

- (1) この会則に違反したとき。
- (2) 故意若しくは重大な過失又は不正な行為により、センターに損害を与えたとき。
- (3) 援助活動に必要な適格性を欠くと認められたとき。
- (4) 会員の要件に該当しなくなったことが判明したとき。
- (5) 電話、郵便等で1年以上連絡が取れなくなったとき。
- (6) その他会員としてふさわしくない非行があったとき。

2 センターは、前項の規定により会員の登録を抹消したときは、第5号の場合は除き速やかにその旨を会員に通知するものとする。

(援助活動の時間)

第12条 提供会員が援助を行う時間は、原則として午前6時から午後10時までの育児の援助を必要とする時間とする。

(援助活動の内容)

第13条 援助活動の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブその他これらに類する施設（以下「保育所等」という。）へ子どもを送迎すること。
- (2) 保育所等の始業時間前又は終業時間後に子どもを預かること。
- (3) 保育所等が休日の場合その他の事由がある場合に子どもを預かること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、会員の仕事と育児の両立等子育て支援のためにアドバイザーが必要と認める援助を行うこと。

2 提供会員が、子どもを預かる場合は、当該提供会員の自宅又は地域子育て支援拠点施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を行う施設をいう。）その他の子どもの安全が確保できる施設において当該提供会員及び依頼会員の合意により行うものとする。

子どもを預かる場合は、当該会員の自宅、又は依頼会員が指定する施設等において行うものとする。

3 子どもの宿泊を伴う援助活動は、行わないものとする。

4 援助活動の実施に当たり、一度に預かることのできる子どもの人数は、提供会員1人につき、原則として1人とする。

5 子どもの送迎は、原則として徒歩、又は公共交通機関を利用するものとする。自動車、自動二輪車、原動機付自転車での送迎は行わないこととする。

（援助活動の調整等）

第14条 依頼会員は、援助活動を受けようとするときは、センターに対し、その申込みをするものとする。なお、援助活動を受けようとする子どもが依頼会員と同居していない場合には、当該子どもの親権者からセンターが援助を行うことに対する同意書の提出を必要とする。

2 前項の規定による申込みを受けたセンターは、援助内容等を詳細に確認の上、援助依頼受付簿に必要事項を記載し、当該申込みに係る援助内容にふさわしいと認められる提供会員を依頼会員に紹介するものとする。

3 援助活動の調整を行ったセンターは、調整の内容及び結果を記録するものとする。

4 第2項の規定による紹介を受けた依頼会員は、当該提供会員と当該申込みに係る援助内容等について、事前に十分な協議を行い（以下、「事前打ち合わせ」という。）、援助活動の実施を相互に決定する。依頼会員は、事前打ち合わせの結果をすみやかにセンターへ報告しなければならない。

5 提供会員は、援助活動の実施終了後、援助活動報告書（以下「報告書」という。）に実施した援助活動の内容を記録し、依頼会員の確認を受けなければならない。

6 提供会員は、当月分の報告書を翌月の2日までにセンターに提出しなければならない。

（援助活動の報酬）

第15条 依頼会員は、提供会員に対し、援助活動終了後、別に定める基準による

報酬及び実費を支払うものとする。

(個人情報保護)

第16条 センターは、会員から収集した個人情報について法令に基づき適正な保護対策を講じるとともに、会員に対してプライバシー保護の周知を図るものとする。

附 則

この会則は、平成16年6月1日から施行する。

平成17年6月28日一部変更

平成29年4月 1日一部変更

平成30年4月 1日一部変更

令和 2年2月 1日一部変更

令和 2年7月 1日一部変更